

## 同一企業内における雇用形態転換数の推計について

平成27年7月23日  
総務省統計局

## 基本計画

## (4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

- 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査(基幹統計調査)における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。【総務省 平成26年度末までに結論を得る】

## 検討方法

労働力調査の平成25年2月～5月の4か月分のデータ(1か月当たり約5万人)を用いて、同一個人の前月と当月の呼称及び勤め先の名称等をマッチングして検証併せて、集計・公表に係る業務量についても検証

## &lt;①機械によるマッチング処理&gt;

前月・今月共に雇用者で、雇用形態(呼称)が異なる者を抽出



## &lt;②目視による名寄せ処理(同一企業内雇用形態転換者の判定)&gt;

「勤め先・業主などの名称」、「事業内容(産業)」、「本人の仕事の種類(職業)」の3項目の記入内容を目視で確認し、同一企業内の雇用転換者かどうかを判定し、該当者を抽出

## 検討結果

- ◇ レコード数(出現数)が少なく、属性別結果の分析が困難  
※非正規から正規に転換した者の産業別集計では、全体の約7割の産業で1か月当たりレコード数が10未満
- ◇ 当月と前月で記入者が異なる等の要因により記入内容に差異が発生し、同一企業内か否かの判定が困難
- ◇ 公表に足る調査票の照合(同一企業内か否かの判定)には多くの労力が必要

現状では、労働力調査を活用し、同一企業内の雇用形態の転換を的確に把握し、公表することは困難との結論